

建物所有者・管理者の方へ あなたが所有・管理する建物に 定期調査・検査報告済証を発行致します

- ホテル、病院、飲食店など、不特定多数の方が利用する建築物やマンションは、建築基準法に基づいて防火・避難安全性などの状況を調査・検査し、報告しなければなりません。
- (一社)北海道建築士事務所協会札幌支部経由で調査・検査結果を提出すると、札幌市の受理証と共に報告済証をお渡しいたします。(報告済証の発行料は無料ですが、定期報告代行手数料は今までどおり有料です)
- 報告済証を建物の入り口などに掲示し、建物の価値の向上にお役立てください。



- 定期調査・検査を行い、建物を安全に保ちましょう。
- 是正が指摘された箇所は、計画的に改善しましょう。

